

生産性向上設備投資促進税制 について

- 利用できる方：青色申告をしている法人・個人事業主
- ソフトウェアの取得価額：70万円以上

【証明書が発行できる対象ソフトウェア】

- ARCHITREND ZERO Ver.3
- ARCHITREND リフォームエディション Ver.3

※以下の証明書も発行可能です。

- ・ARCHITREND ZERO 2015 / Ver.2
- ・ARCHITREND リフォームエディション 2015 / Ver.2

証明書の発行期限は平成30年4月30日まで。
発行手続きは弊社までお早めにお申し込みください！

証明書が発行できるソフトウェア購入額

70万円
以上の場合

生産性を高めるソフトウェア等^{※1}を取得の場合は、簡単な手続きで税制優遇が受けられます。

※1：平成26年1月20日以降に導入の証明書が発行できる先端設備

適用期間

平成29年3月31日まで

特別償却 50% または **税額控除 4%**

※税額控除額は、法人税額の20%を上限。
※本税制の適用には、税務申告の際に「証明書」の添付が必要です。

証明書が発行できるソフトウェアの購入額の合計が70万円(単品30万円以上で合計70万円含む)以上の場合に有効です。



※制度の詳細内容は経済産業省のホームページをご確認ください。

※生産性を高めるソフトウェア等の事前登録状況はJISA(一般社団法人 情報サービス産業協会)のホームページをご確認ください。

※税制の適用には、証明書の添付だけでは不十分なこともあり、税法上の他の要件も満たす必要があります。詳しくは所轄の税務署にお問い合わせをお願いします。

中小企業投資促進税制の上乗せ措置 について

- 利用できる方：青色申告をしている中小企業者等
- ソフトウェアの取得価額：70万円以上

【証明書が発行できる対象ソフトウェア】

- ARCHITREND ZERO Ver.3
- ARCHITREND リフォームエディション Ver.3

※以下の証明書も発行可能です。

- ・ARCHITREND ZERO 2015 / Ver.2
- ・ARCHITREND リフォームエディション 2015 / Ver.2

証明書の発行期限は平成30年4月30日まで。
発行手続きは弊社までお早めにお申し込みください！

証明書が発行できるソフトウェア購入額

70万円
以上の場合

生産性を高めるソフトウェア等^{※1}を取得の場合は、簡単な手続きで税制優遇が受けられます。

※1：平成26年1月20日以降に導入の証明書が発行できる先端設備

適用期間

平成29年3月31日まで

個人事業主 資本金3,000万円以下の法人

即時償却

または

税額控除 10%

※税額控除額は、法人税額の20%を上限。
※所有権移転外リース取引による取得は、「税額控除」のみ利用可能です。
※本税制の適用には、税務申告の際に「証明書」の添付が必要です。

資本金3,000万円超え、1億円以下の法人

即時償却

または

税額控除 7%

「中小企業投資促進税制」よりも、優遇措置が拡大されています！



※制度の詳細内容は中小企業庁のホームページをご確認ください。

※生産性を高めるソフトウェア等の事前登録状況はJISA(一般社団法人 情報サービス産業協会)のホームページをご確認ください。

※税制の適用には、証明書の添付だけでは不十分なこともあり、税法上の他の要件も満たす必要があります。詳しくは所轄の税務署にお問い合わせをお願いします。

ソフトウェア導入時の
優遇税制・証明書発行に関する
お問い合わせ

☎ 電話で問い合わせる

📄 フォームから問い合わせる